

**「令和 8 年熊本地震」により被災された方に対する
保育士登録証の再交付手数料免除のお知らせ
＜熊本県＞**

熊本県では、「令和 8 年熊本地震」により被災された方に対し、保育士登録証の再交付に係る手数料を全額免除（返還）します。

1 対象者

以下の全ての要件を満たす者

- (1) 令和 8 年（2026 年）7 月 28 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までの間に保育士登録証の再交付申請を行った者
- (2) 「令和 8 年熊本地震」の影響により、保育士登録証を損傷又は亡失し、再交付申請を行ったものと認められる者

2 対象となる手数料の名称及び金額等

手数料の名称	手数料	方法
保育士登録証再交付手数料	1,100 円	様式に必要事項を記載のうえ提出すること。

3 返還金申請方法

再交付申請書を、熊本県ホームページから印刷し、必要事項を記載のうえ、市町村が発行する「り災証明書」の写しを添付して、熊本県子ども未来課あて送付してください（令和 9 年（2027 年）3 月 31 日必着）。

なお、申請書類の郵送を希望される場合には、熊本県子ども未来課まで、御連絡ください。

◆手数料返還申請に必要な書類

- ① 手数料免除申請書（様式 1）
- ② 市町村が発行する「り災証明書」の写し
※ り災証明書の発行が受けられない方は、申立書（様式 2）でも可。
- ③ 手数料返還金請求書（様式 3）
※ 本人名義の口座の銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要ですので、通帳の写し（口座名義人、銀行名、支店名、口座種別及び口座番号がわかる部分）を添付してください。

○熊本県ホームページ

トップページ > 学び・子育て > 「令和 8 年熊本地震」により被災された方に対する
保育士登録証の再交付手数料免除のお知らせ

○申請書類送付先・問合せ先

熊本県子ども未来課 幼児教育・保育班 担当：前田

住所 〒862-8570 ※県庁専用郵便番号のため住所の記載は不要です

電話：096-333-2227 FAX：096-383-1427